

療養費・家族療養費請求時の注意点

～マイナ保険証（資格確認書）を持たずに受診された方～

●「診療報酬明細書（レセプト）」と、受診時に渡される「診療明細書」は別の書類です。

マイナ保険証（資格確認書）を忘れたときや資格確認書がまだ発行されていないときに医療機関を受診し、窓口で医療費の全額を支払い、後日当支部へ保険適用分の医療費（7割もしくは8割）を請求する場合、

- ・「領収書（原本）」
- ・「診療報酬明細書（レセプト）」

の添付が必要ですが、

受診時に交付される「診療明細書」では代用できませんので、ご注意ください。

「診療報酬明細書（レセプト）」の発行については、受診された医療機関にお尋ねください。

●療養費・家族療養費請求書は月ごと、医療機関ごと、受診者ごとに必要です。

例えば、10月にA病院、11月にA病院とB薬局をそれぞれ受診し、窓口で医療費の全額を支払い、後日当支部へ保険適用分の医療費（7割もしくは8割）を請求する場合、

療養費・家族療養費請求書は合計3枚必要となります。

請求書不足にご注意ください。

療養費・家族療養費請求書の裏面に、療養費等の支給要件と必要な添付書類が記載されていますので、ご請求時にはこちらをご参照ください。